

住居確保給付金について【概要】

1 目的

離職・廃業の日から2年（疾病、負傷、育児等のやむを得ない理由がある場合は最長4年）以内である方、もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にある方であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

福祉事務所を設置する地方自治体（県又は市）

3 事業内容

住宅支援給付の支給

(1) 支給額

- ・月ごとに支給します。
- ・支給月額生活保護の住宅扶助の特別基準額に準拠した額を上限とし、支給対象者が賃借する住宅の賃料月額（収入に応じた調整があります）を支給します。
愛知県3級地（町村区域等）
36,000円（単身世帯）
43,000円（2人世帯）
46,600円（3～5人世帯）

(2) 支給期間

原則3ヶ月（※求職活動を誠実にやっている場合は3か月単位で最長9か月受給可能）

(3) 支給方法

実施主体から住宅の貸主等の口座へ直接振り込みます。
(支給対象者への直接支給は原則行われません。)

4 支給対象者

支給対象者は次の8項目のいずれにも該当する者

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者であること。
- ② 申請日において、離職・廃業の日から2年（疾病、負傷、育児等のやむを得ない理由がある場合は最長4年）以内であること もしくは
就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。
- ③ 主たる生計維持者であること。
- ④ 申請日の属する月の申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が収入基準額以下であること。(収入には、公的給付を含む。)

※下表は愛知県町村域にお住まいの方の例(目安)となります。

世帯人数が4人以上の場合や具体的な収入基準額について、お住まいの市又は、お住まいの町村域を管轄する県福祉相談センターにお問い合わせください。

世帯人数	基準額	家賃額(上限)	収入基準額 (基準額+家賃額)
1人	78,000円	36,000円	114,000円
2人	115,000円	43,000円	158,000円
3人	140,000円	46,600円	186,600円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の預貯金額の合計金額が、次の表の金額以下であること。

※下表は愛知県町村域にお住まいの方の例(目安)となります。

世帯人数が4人以上の場合であっても、100万円が上限となります。

世帯人数	預貯金額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円

- ⑥ 公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業相談窓口に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
※ 自営業者のうち、事業再建を希望する場合は経営相談先への相談申込みをし、経営相談先の助言等をもとに、自立に向けた活動計画を作成し、計画に基づく取組を行うこと。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

なお、住居確保給付金は、生活保護と併せて受給できません。

5 支給額

- (1) 世帯収入合計額(月額)が基準額以下の方は、家賃額の上限を支給します。
- (2) 世帯収入合計額(月額)が基準額を超え、かつ居住する住宅の実際の家賃額が家賃額の上限を下回る場合は、以下の数式により算定された額となります。
- (3) 世帯収入合計額(月額)が基準額を超え、かつ居住する住宅の実際の家賃額が家賃額の上限を超える場合は、以下の数式により算定された額となります。

$$\text{支給額(※)} = \text{実際の家賃額} - (\text{世帯収入合計額(月額)} - \text{基準額})$$

※なお、支給額は、家賃額(上限)を上限とします。

6 制度等の問い合わせ先

お住まいの申込・相談窓口となります。